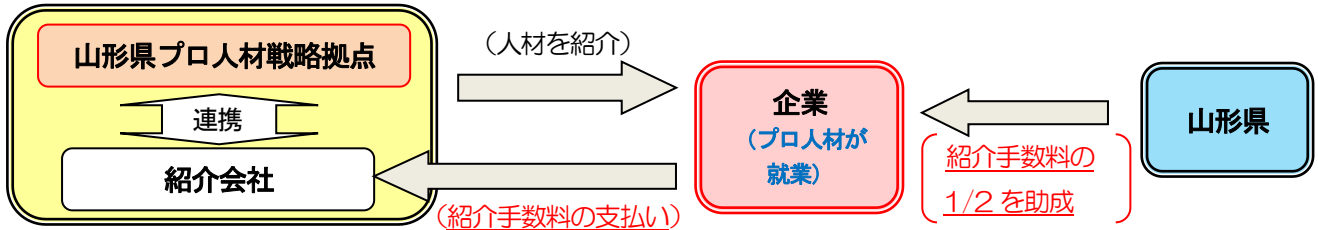


令和2年度

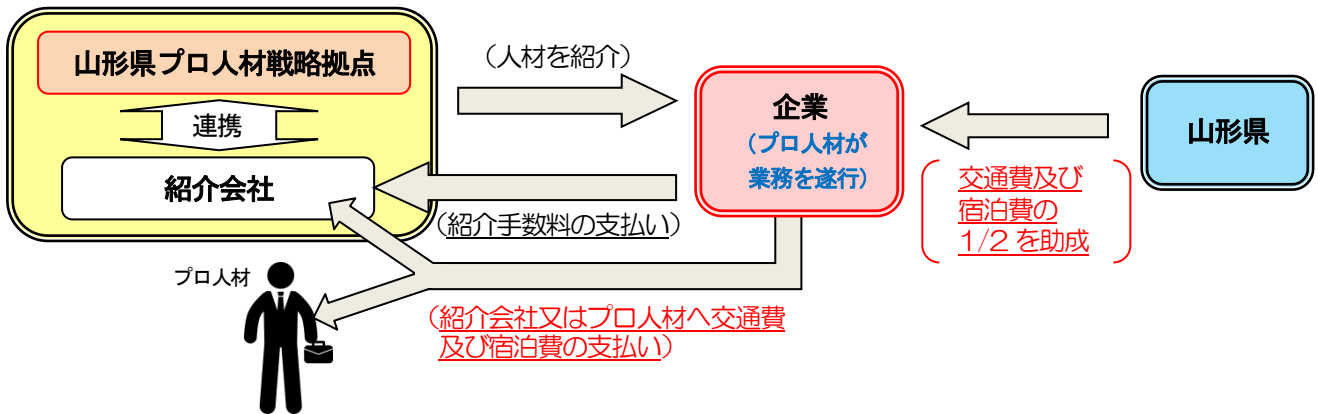
山形県プロフェッショナル人材助成事業費補助金の概要

1 イメージ

《移住型》 ※プロ人材の県内への移住が要件



《副業・兼業型》 ※プロ人材との業務委託契約締結が要件



2 プロフェッショナル人材とは

(1) 次の区分に該当する企業の成長戦略に不可欠な人材

区 分	定 義
①経営・経営サポート人材	経営者を支える右腕として企業マネジメントに携わる人材（将来の経営幹部候補も含む）
②生産性向上人材	開発や生産等の現場で新たな価値（新たな製品開発、生産工程の見直し等）を生み出すことのできる人材
③新事業立ち上げ・販路開拓人材	新規事業や海外現地事業の立ち上げなど、企業にとって新たな事業分野や販路を開拓し、売上増加等の効果を生み出す人材

(2) 移住

県外在住者が試用就業のため移住し、又は県内で就業するために県外から移住し1年を経過しない者であること

(3) 県内で就業

県内の事務所又は事業所において雇用すること

(4) 仲介

山形県プロフェッショナル人材戦略拠点とプロフェッショナル人材紹介会社の連携による仲介によって県内企業への雇用（移住型）又は業務委託（副業・兼業型）が決定すること

3 補助金の対象経費

《移住型》

プロ人材の雇用のため、登録民間人材ビジネス事業者に支払った紹介手数料（受入企業1社につき、1名限り）

《副業・兼業型》

プロ人材の業務遂行のため、登録民間人材ビジネス事業者又は副業・兼業プロフェッショナル人材に支払った交通費及び宿泊費（受入企業1社につき、1名限り） ※1回の交通費が1万円未満の場合は対象外

4 補助金額

補助対象経費の2分の1（消費税等を除く、千円未満切り捨て。移住型は上限70万円。副業・兼業型は上限50万円）

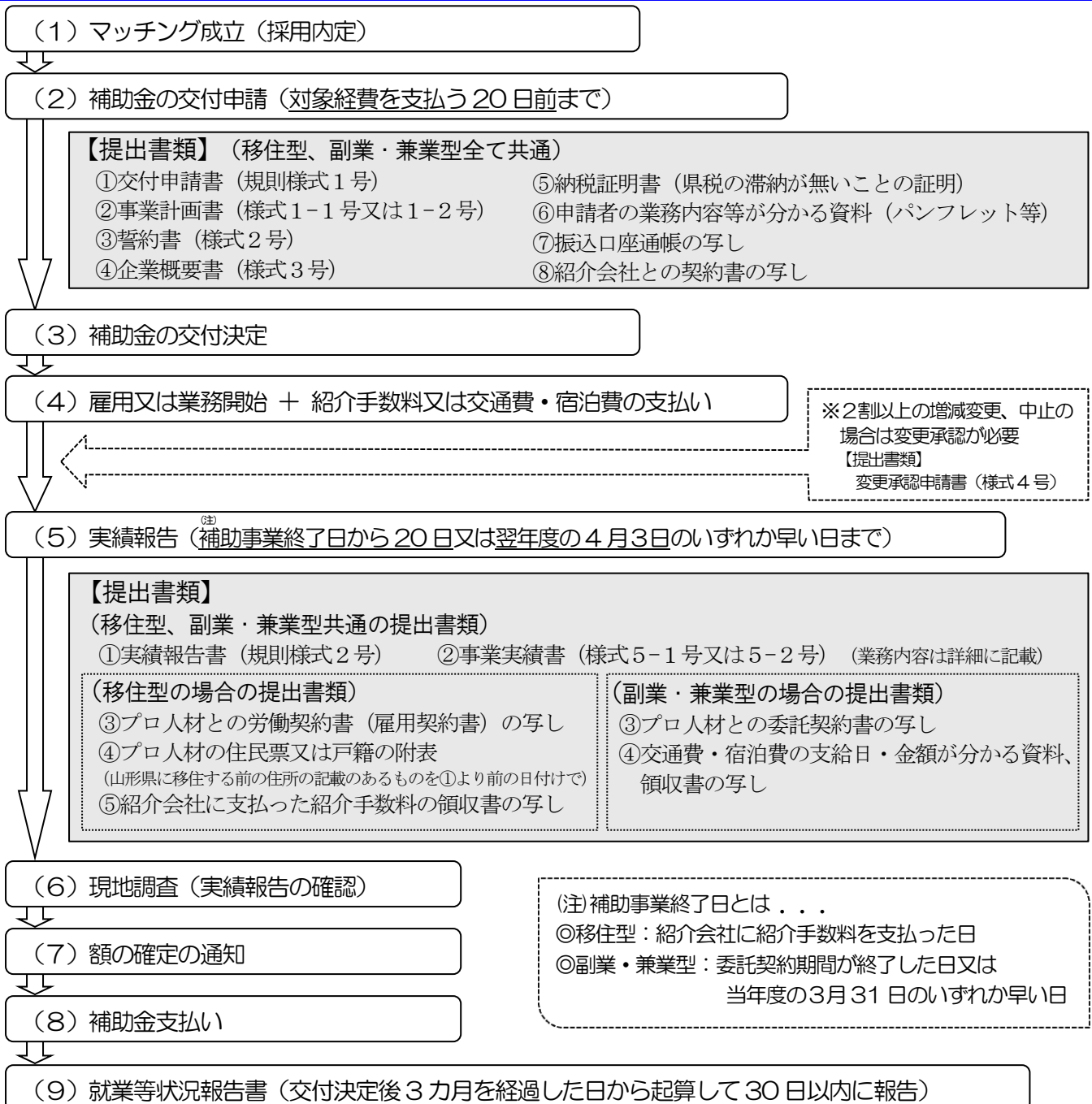
5 補助金の支払い

補助事業終了後（移住型：紹介会社への紹介手数料支払い後。副業・兼業型：委託契約期間の終了後）

6 就業状況等の報告

交付決定から3か月経過した日時点の就業状況を30日以内に報告

7 申請手続き



※プロ人材が雇用後3か月以内に退職した場合や要件を満たさなくなった場合は補助金を返還いただく場合があります。